船橋市交流保育実施要領

船橋市交流保育実施要領（平成２５年船橋市要領）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要領では、船橋市内の療育施設に通所する児童が、公立保育園に在園する児童とともに地域の中で育ち合うことを目的とし、公立保育園が開催する地域交流事業に参加して交流する保育（以下「交流保育」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施場所）

第２条　船橋市の公立保育園で行う。

（実施方法）

第３条　公立保育園所管課及び療育施設所管課並びに公立保育園及び療育施設は、交流保育を次のとおり実施する。

①公立保育園所管課は、地域交流事業の年間予定表を定めた際に、療育施設所管課へ情報提供を行う。

②療育施設所管課は、希望する療育施設に対し、当該療育施設の近隣にある公立保育園の地域交流事業の年間予定表を配布する。

③療育施設は、通所する児童の保護者から交流保育への参加希望を受けて実施の可否を決めるものとする。交流保育を実施する場合は、その旨を公立保育園に連絡する。

④公立保育園は、原則として交流保育の実施希望を受け入れるものとする。ただし、公立保育園の受け入れ体制が整わない場合等は、この限りではない。

⑤交流保育を実施する際、療育施設の職員は児童及び保護者に同行する。

⑥交流保育に参加するとき、児童及び保護者は公立保育園が用意した名簿に必要事項を記入する。

（事故等への対応）

第４条　交流保育で児童又は保護者に事故等があったときは、原則として公立保育園所管課が責任を負うものとする。ただし、同行した療育施設の職員の責に帰すべき事由によって生じた事故等については、この限りではない。

附　則

この要領は、令和７年４月１日より施行する。